



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

---

# 新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の 「学びの保障」総合対策パッケージ

---

※本資料は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」について、  
基本的な考え方をまとめるとともに、子供たちの学びを支えるための文部科学省としての  
支援策をまとめ、教育委員会や学校関係者の皆様にお知らせするものです。

【目次】

- p.1 新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ－全体概要－
- p.2 新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ
  - p.2 基本的な考え方
  - p.3 I .効果的な学習保障のための学習指導の考え方の明確化
  - p.3 II .国全体の学習保障に必要な人的・物的支援
  - p.5 【参考資料】新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教育活動の展開イメージ
- p.6 担当連絡先

令和2年6月5日  
文部科学省初等中等教育局

◆各事項についてより詳しく説明した【詳細版】を文部科学省ホームページに掲載しています。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/1411020\\_00004.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/1411020_00004.html)

# 新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ ー全体概要ー

## あらゆる手段で、子供たち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障

感染症対策を徹底しながら、まずは  
しっかりと学校での学習を充実

最終学年（小6・中3・高3）は優先的な  
分散登校等も活用し、学習を取り戻す

他の学年は、2～3年間を見通した教育  
課程編成も検討し、着実に学習保障

### ◆授業を協働学習など学校でしかできない学習活動に重点化し、限られた授業時数の中で効果的に指導

個人でも実施可能な学習活動等は授業以外の場で実施。※教科書発行者の協力により、学習活動の重点化等に関する参考資料を「子供の学び応援サイト」に掲載

### ◆最終学年以外については、指導事項の一部を次年度以降に移す特例的対応を可能に

### ◆人的・物的体制の緊急整備（第二次補正予算案に計上）

教員加配（3,100人）、学習指導員（61,200人）、スクール・サポート・スタッフ（20,600人）の追加配置。

※退職教員や大学生等に協力いただくための学校・子供応援ソーター人材バンク開設

感染症対策や学習保障のために迅速かつ柔軟に活用できる経費を1校あたり100～500万円支援。

※感染状況や学校規模等に応じて配分



### ◆ICT活用によるオンライン学習の確立

端末、モバイルルータ等を特に家庭でICT環境を整備できない子供向けに優先配置。

秋以降、第二波に備えて優先すべき地域の学校でオンライン学習が可能に。

※全国での学校現場サポート体制等を通じて、教職員向け研修やオンライントレーニングを提供

※今後、学習履歴の活用などを含めた、個別最適化された学びの実現についても検討していく

### 「子供の学び応援サイト」を通じた動画・教材の提供

（リンク数400以上、延閲覧回数487万PV以上）



～臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト～

学校の教科等を学ぶ



NHKの取組なども掲載

## 授業日数イメージ

\*中学校3年生の例 ※最終学年以外については、特例的に次年度以降を見通した教育課程編成を可能としており、そうした措置も含めて教育課程を検討し、教育活動を展開  
\*5月まで臨時休業が行われた学校におけるイメージ（実際には、地域の感染状況や児童生徒や学校の実情に応じて各自治体及び学校で判断）

### 通常の1年間の平均的な授業日数：200日程度



学習活動の重点化：20日程度分  
※個人でも実施可能な学習活動の一部を  
授業以外の場において実施

授業日数の確保：35日程度分  
※夏季・冬季・春季休業の短縮、土曜午前授業の実施、  
1コマの追加的な補充授業・補習、学校行事の重点化など

学校が課した家庭学習を授業と同様に評価  
※臨時休業中などに一定の要件をみたす家庭学習を  
適切に課していた場合 **1**

# 新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ

## ● 基本的な考え方

社会全体が、長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならない状況



### 感染症対策と子供たちの健やかな学びの保障の両立

感染症対策を講じつつ、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、以下の基本的な考え方に基づき学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進め、最大限子供たちの健やかな学びを保障

—新学習指導要領が目指す学びを着実に実現

#### 臨時休業中も、学びを止めない

やむを得ず臨時休業を行わなければならない場合であっても、学校が課す家庭学習と、教師によるきめ細かな指導・状況把握により、子供たちの学習の継続及び学校との関係の維持を徹底

#### 速やかに、できるところから学校での学びを再開する

ゼロか百から考えるのではなく、感染拡大のリスクを最小限にしつつ、人数・日時を限った分散登校の積極的な活用などにより、できるところから学校での学びを再開

#### あらゆる手段を活用し、学びを取り戻す

感染防止に配慮しつつ、時間割編成の工夫、長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化などのあらゆる手段を用いて、協働的な学び合いを実現しつつ学習の遅れを取り戻す

#### 柔軟な対応の備えにより、学校ならではの学びを最大限確保

特例的措置も活用した教育課程の見直しやICT環境整備などを含め、柔軟な対応が可能となるための準備を進め、一旦収束しても再度感染者が急激に増加するような場合であっても学校ならではの学びを最大限に確保



感染拡大の状況にかかわらず、子供たちの学びを最大限に保障

こうした基本的な考え方を踏まえ、文部科学省として…



I .効果的な学習保障のための  
学習指導の考え方の明確化



II .国全体の学習保障に  
必要な人的・物的支援 を実施



## I. 効果的な学習保障のための学習指導の考え方の明確化

### 年度当初に編成した教育課程を見直すことが必要な場合の基本的な考え方

- ◆登校日の設定、分散登校の実施、時間割編成の工夫、長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等により、**学校における指導を充実**
- ◆上記の取組を行ってもなお、年度当初に予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難な場合の特例的な対応  
 ①次年度以降を見通した教育課程編成 ②学校の授業における学習活動の重点化
- ◆各設置者において各学校の教育活動への支援を行うとともに、各都道府県教委等においては域内の設置者への支援※

※私立学校に対しては、都道府県所管課において学校教育の専門的事項の助言・援助等を活用し、教育委員会と連携して各設置者の取組を支援（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の5）。

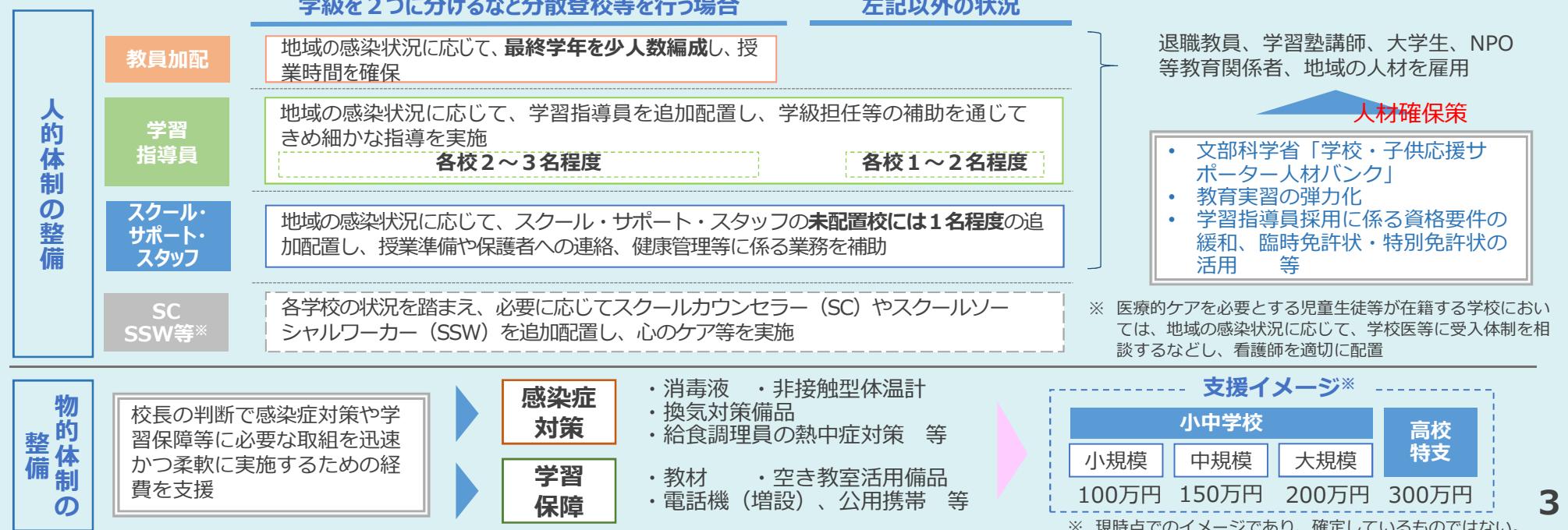
### 高校入試及び大学入試で特定の受験生が不利益を被らないための措置

- ◆高校入試について、出題範囲や内容・方法について、地域における学習状況を踏まえ、必要に応じた適切な工夫を講じるなど、実施者である都道府県教育委員会等に対して、令和3年度の高校入試における配慮を依頼。
- ◆大学入試について、総合型及び学校推薦型選抜において、大会や資格・検定試験等に参加できなかつたことが不利益にならないよう、成果獲得に向けた努力のプロセスの評価や、オンラインによる個別面接の工夫など、全大学に配慮を依頼。また、一般入試を含めた入試日程、出題範囲、追試験の活用による受験機会の確保等について、全国高等学校長協会にアンケート調査の実施を依頼。それを踏まえ、高校・大学関係者等の協議の場で議論し、6月中に「大学入学者選抜実施要項」を策定・公表。



## II. 国全体の学習保障に必要な人的・物的支援

### 教育体制の緊急整備：加配教員、学習指導員等の大規模追加配置、全ての小中高等学校等に対する学校再開支援経費の措置



## ICT端末を活用した家庭学習のための環境整備

- ◆「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現
  - ◆まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、あらゆる機器や環境を最大限活用 そのために、各学校及び学校の設置者において、家庭の通信環境について至急把握
  - ◆「GIGAスクール構想」による、端末、LTE通信機器（モバイルルータ）、遠隔学習機器等について、
    - ・自治体への補正予算交付決定を待たず遡りでの整備着手を可能とする措置
    - ・文科省で全国の需要を把握したうえで供給メーカー等業界と連携
    - ・迅速な調達を進めるための自治体への専門家による直接助言（令和2年5月～「ICT活用教育アドバイザー」の活用事業の開始）
    - ・自治体への早急な調達促進
- 等に加え、必要に応じて地方創生臨時交付金も活用しながら、8月には、特定警戒都道府県として指定された等優先すべき地域でICTを活用したオンラインによる家庭学習が全ての児童生徒に可能な環境を実現。そのため、少なくとも小学校第6学年・中学校第3学年等の最終学年の児童生徒や、経済的理由などでICT環境を準備できない家庭に対してICT環境が整備されることを目指す。
- ◆低所得世帯の家庭学習を支えるための通信費について、要保護児童生徒援助費補助金、特別支援教育就学奨励費、高校生等奨学給付金の特例的な追加支給により対応

## 教師が「学びの保障」に集中する環境整備

- ◆教員免許状の有効期間の延長により、更新講習受講の猶予が可能である旨を通知。
- ◆学校向け調査や、文部科学省から学校へ委託する各種事業の実施を一部見送り。

## 「子供の学び応援サイト」における学習支援動画のワンストップでの提示

- ◆「子供の学び応援サイト」において、教育委員会作成の学習支援動画、NHKや放送大学の番組などの情報を一元的に集約し、情報提供。



## 学習内容の定着のための教材の作成

- ◆小学校6年生・中学校3年生の1学期頃までの学習内容の振り返りのための教材を作成。

## ICTをフル活用するための教育ICTシステム構築

- ◆「学びの保障オンライン学習システム」のプロトタイプの開発と実証、学習指導要領のコード化を含めた教育データの標準化などを実施し、ICTをフル活用するための教育ICTシステムを構築する。

# 【参考資料】新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教育活動の展開イメージ（中学校3年生の例）

5月末まで臨時休業が行われた学校における令和2年度の学校教育活動の展開に関するイメージ。実際には、地域の感染状況や児童生徒や学校の実情に応じて各自治体及び学校で判断いただくものである。

## 4月～5月【臨時休業】

- ・臨時休業中も、家庭学習を適切に課すとともに、教師がしっかりと学習を支援

学校再開にあたり教育課程を改めて編成する際に、個別でも実施可能な学習活動の一部を授業以外の場で実施することとし、学校の授業における学習活動を重点化することも検討



## 6月

- ・2グループに分けた分散登校から、順次学校再開

第1週	第2週	第3週	第4週～
2日／週 2コマ／日	3日／週 3コマ／日	3日／週 6コマ／日	通常授業

- ・第1週は、学級活動を中心とした学級づくりを重視し、落ち着いて学習できる環境を形成

## 7月

- ・夏季休業期間を一部短縮し、7月中は授業を実施

夏休み

## 8月

- ・夏季休業は8月23日までとし、8月24日始業
- ・熱中症防止にも配慮した上で、授業実施



## 9月

- ・2学期からは、週2回1コマの追加的な補充授業・補習や月1回の土曜授業(午前)を実施していく
- ※やむを得ず登校できない児童生徒に不利益が生じないよう配慮

春休み

※年間35週以上での実施を前提とする標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回っても、そのことのみで法令違反とはならない

※最終学年以外については、特例的に次年度以降を見通した教育課程編成を可能としており、そうした措置も含めて教育課程を検討し、教育活動を展開

## 10月

- ・運動会（準備期間を短縮し、密集する運動や組み合ったり接触したりする運動を別の運動に代替するとともに、規模の縮小や来場者の限定など、あらゆる場面で感染防止に配慮して開催）
- ・修学旅行（旅行先の感染状況等も踏まえて実施を検討し、移動時の配慮や活動内容の見直しなどを含め、感染防止に十分に配慮した上で実施）※あるいは3月に実施。

学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大切にしながら教育活動を展開

## 11月

- ・文化祭（来場者を限定し、実施する展示を午前と午後の2部に分けた上で、換気した広い部屋で行うなど、感染防止に配慮して開催）



## 12月

- ・校外学習（感染状況等も踏まえ行き先の検討を行うとともに、移動時のバス等の換気、座席配置等にも配慮して実施）

（感染症対策を講じた上で実施）  
高校入試

## 1月

- ・冬季休業を一部短縮し、1月5日始業



## 2月

## 3月

- ・卒業式（出席者を限定し、席の間隔を空けることや、式典全体の時間を短縮するなど、感染防止に配慮して実施）

# 担当連絡先

## 基本的な考え方 / 参考資料

初等中等教育局教育課程課（内線2367）

文部科学省電話番号（代表）：03-5253-4111

## I. 効果的な学習保障のための学習指導の考え方の明確化

- 年度当初に編成した教育課程を見直すことが必要な場合の基本的な考え方

初等中等教育局教育課程課（内線2367）

- 高校入試及び大学入試で特定の受験生が不利益を被らないための措置

(高校入試について) 初等中等教育局児童生徒課（内線3291）

(大学入試について) 高等教育局大学振興課（内線2495）

## II. 国全体の学習保障に必要な物的・人的支援

- 教育体制の緊急整備

(教員の加配について) 初等中等教育局財務課（内線2038）

(学習指導員等の配置について) 初等中等教育局財務課（内線3704）

(学校再開支援経費（感染症対策等）について) 初等中等教育局健康教育・食育課（内線2976）

(学校再開支援経費（学習保障）について) 初等中等教育局教育課程課（内線2364）

- ICT端末を活用した家庭学習のための環境整備

(下記以外の事項について) 初等中等教育局情報教育・外国語教育課（内線2085）

(低所得世帯の家庭学習を支えるための通信費について) 初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム（内線3578）

- 教師が「学びの保障」に集中する環境整備

(教員免許更新講習の受講猶予について) 総合教育政策局教育人材政策課（内線3572）

(学校向け調査・委託調査の一部中止について) 初等中等教育局財務課（内線3704）

- 「子供の学び応援サイト」における学習支援動画のワンストップでの提示

初等中等教育局教育課程課（内線2367）

- 学習内容の定着のための教材の作成

初等中等教育局教育課程課（内線2565）

- ICTをフル活用するための教育ICTシステム構築

初等中等教育局初等中等教育企画課（内線3803）